

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

五霞町の主産業は、米作中心の農業であるが、昭和 30 年代の工業誘致により産業構造が変化し、町総生産額の 7 割を第 2 次産業が占めている。平成 27 年度の国勢調査による五霞町の人口は、8,786 人である。それに対し昼間人口は 12,224 人で、昼夜間人口比率は 139.1%となり、従業者の多くは町外在住者となっている。

既存の工業団地は、ほぼ立地が完了し、新たな工業用地が求められており、圏央道五霞 I C の設置や新 4 号国道の複車線化を踏まえ、周辺環境に配慮し、新たな工業用地の整備と企業の計画的な誘致を進めるとともに、中小商工業の経営近代化や後継者の育成を図り、商工団体及び既存企業と連携し商工業の振興に努めている。

中小・小規模企業の既存設備は老朽化しているが、設備の入替等は伸び悩んでいる状況で、事業に直接供する設備の不足感も生じており、製造業・非製造業とも労働生産性が低下している。

また、人手不足や事業承継問題、長時間労働是正などによる働き方改革への取組、生産性の向上などが大きな問題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県西地域の産業の中核となるよう更に経済発展していくことを目指す。
これを実現するための目標として、計画期間中に 9 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小・小規模企業が策定する先端設備等導入計画に記載の事業に直接供する先端設備等を導入することにより、中小企業者の先端設備等の中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める労働生産性が、直近の事業年度末より年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針に定める労働生産性の向上に必

要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であり、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

五霞町の産業は、川妻地区、土与部地区及び江川地区に工業団地があり、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

先端設備等の導入により、市場において商品等の価値を高め、地域の雇用を促進し、広く中小・小規模企業事業者の労働生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、同じ観点から、本計画の対象事業は、導入促進指針に定める労働生産性が直近の事業年度末より年平均3%以上に資すると見込まれるものであれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画に 国が同意した日から令和5年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、地域の雇用の促進及び安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、周辺環境に配慮し健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。